

三沢市プレミアム付商品券事業概要及び取扱店募集要項

三沢市プレミアム付商品券事業概要

1. 三沢市プレミアム付商品券とは

三沢市プレミアム付商品券とは、10月1日の消費税・地方消費税10%への引き上げに伴い、生活応援が必要な方々の消費に与える影響緩和と、地域の消費喚起と下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を発行(割引販売)します。

2. 購入対象者

①住民税非課税者	三沢市に住民票がある方で、2019年度住民税非課税者 (課税基準日：2019年1月1日) ※ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
②子育て世帯	三沢市に住民票がある方で、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主。
対象者数(推計)	①住民税非課税者 8,000人 ②子育て世帯 1,200人

3. 商品券の概要

商品券の名称	三沢市プレミアム付商品券
発行者	三沢市
発行業務受託者	三沢市商工会
発行総額	推計 2億3,000万円
額面金額	1冊：500円券×10枚＝5,000円分
販売単価	1冊単位から販売(券額面5,000円を4,000円で販売) ※一度の購入で複数冊購入可能
購入限度額	①住民税非課税者：券額面25,000円(販売額20,000円) ②子育て世帯：券額面25,000円(販売額20,000円)×子の数
割引率	20%(券額面25,000円の内プレミアム額5,000円)
販売場所・時間	◎ビードルプラザ(催事場) 令和元年10月1日(火)～10月6日(日)〔6日間〕 午前10時～午後6時 ◎三沢商工会館

	令和元年10月7日(月)～令和2年2月28日(金) 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始除く〔12/28～1/3〕)
販売期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
使用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年3月1日(日) ※使用期間を経過した商品券は無効とする
使用範囲	商品券で使用できないもの(①～⑨) ①有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、県証紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ②たばこ事業法に規定する製造たばこの購入 ③事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入れ商品等の購入 ④国や地方自治体への支払い(税金・電気・水道料金等) ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い ⑥出資や金融商品の購入 ⑦土地・家屋購入等の不動産に係る支払い ⑧現金との換金、金融機関への預け入れ ⑨その他、三沢市が指定するものの購入または支払い

4. 取扱店登録料

取扱店登録料は無料です。

換金の際の換金手数料はございません。(商品券の額面で等価交換)

5. 販売促進支援事業特別賦課金

地域における消費喚起と商品券発行事業の有効な事業推進を目的とし、商品券有効期間内に行われるイベント等に活用するため、下記の大型店については換金額の1%をご負担いただきます。

大規模小売店舗立地法(新大法)	店舗面積1,000㎡超
大規模小売店舗法(旧大法)	第1種大型店(店舗面積3,000㎡以上) 第2種大型店(店舗面積500㎡超3,000㎡未満)
賦課金	換金額の1%
徴収方法	月末締翌月請求(三沢市商工会が指定する口座に振込)
振込手数料	振込手数料はご負担いただきます。

三沢市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 取扱店の責務

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①参加店であることが明確になるよう、後日配布するポスターを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ②利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに三沢市商工会に通報して下さい。
また、確認用として見本券を配布しますので、商品券を取り扱う全ての方に周知して下さい。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。

2. 取扱店舗資格条件

三沢市内に店舗(事業所)を有する事業者とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第2条)に規定する営業を行っている者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ③三沢市の入札停止措置、入札参加除外の措置を受けている者。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(第2条第2号)に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3. 商品券取扱厳守事項

- ①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②商品券と現金との交換は禁止しています。
- ③商品券額面以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- ④商品券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定める場合は、わかりやすく表示して下さい。
- ⑤使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。受け取った場合の換金はできません。
- ⑥商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。

4. 取扱店の取り消し

本書およびその他関係書類記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

5. その他の留意事項

本書及びその他関係書類に記載されていない事項に関しては、その都度協議のうえ決定します。

6. 申込について

(1) 申込方法

取扱店舗に申込みされる方は、この募集要項に同意のうえ、別添「取扱店舗(事業所)登録申請書」に必要事項を記入し三沢市商工会まで持参して下さい。

※登録申請書は紛失等を防止するため郵送・FAXでのお申し込みは不可とします。

(2) 市内に複数の支店・店舗がある場合は、それぞれの支店・店舗単位で登録していただきます。

(3) 申込期間

令和元年7月1日(月)～令和元年7月31日(水)

※申込期間以後も取扱店舗の申し込みは受付します。

ただし、申込期間以外のものは、商品券利用者向けの取扱店一覧表には掲載できませんので、ご了承ください。

申込期間以後の登録は、三沢市商工会ホームページのみで公表します。

(4) 取扱店舗の登録

取扱店舗は、三沢市及び三沢市商工会で審査し、審査結果は後日郵送にてお知らせします。

7. 商品券の換金方法

(1) 使用済み商品券裏面に事業所名(ゴム印可)を記入して下さい。

(2) 商品券の枚数を確認し「商品券換金請求書」を添えて商工会に持参して下さい。

(3) 商品券換金請求書受付日

令和元年10月8日(火)～令和2年3月17日(火)【最終換金請求日】

毎週火曜日〔但し、祝日・12月31日を除く〕

(4) 商工会の窓口で毎週金曜日に小切手でお渡しします。

(5) 大型店の換金方法は原則指定口座に振込します。(振込手数料は商工会で負担します)

〔お問合せ先〕

三沢市商工会 総務課

〒033-0011 三沢市幸町二丁目1-1

TEL0176-53-2175 FAX0176-53-2766

ホームページ <http://www.misawa.or.jp/>